（沖縄の復帰に伴う法務省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部改正）

第十条　沖縄の復帰に伴う法務省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第九十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第四十一条」を削る。

第四十一条を削る。

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部改正）

第十一条　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和五十九年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

第九条の二第一号を次のように改める。

一　出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三の在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項の特別永住者証明書

第十五条の二第九号中「（昭和二十六年政令第三百十九号）第七十三条の二」を「第七十三条の二第一項」に改める。

（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令の一部改正）

第十二条　自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成十四年政令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号イ中「若しくは抄本又は外国人登録原票の写し」を「又は抄本（外国人にあっては、住民票の写し）」に改め、同条第二号ニ中「若しくは抄本又は外国人登録原票の写し（役員が外国人登録法（昭和二十七年法律第百二十五号）第四条第一項の規定による登録を受けている場合に限る。）」を「又は抄本（外国人にあっては、住民票の写し）」に改める。

（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令の一部改正）

第十三条　行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第一号中「、外国人登録証明書」を削り、「住民基本台帳カード」の下に「、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書」を加え、同条第二項を次のように改める。

2　開示請求書を行政機関の長に送付して開示請求をする場合には、開示請求をする者は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を行政機関の長に提出すれば足りる。

一　前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの

二　その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして行政機関の長が適当と認める書類であって、開示請求をする日前三十日以内に作成されたもの

（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令の一部改正）

第十四条　独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号中「、外国人登録証明書」を削り、「住民基本台帳カード」の下に「、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書」を加え、同条第二項を次のように改める。

2　開示請求書を独立行政法人等に送付して開示請求をする場合には、開示請求をする者は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を独立行政法人等に提出すれば足りる。

一　前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの

二　その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして独立行政法人等が適当と認める書類であって、開示請求をする日前三十日以内に作成されたもの

（公文書等の管理に関する法律施行令の一部改正）

第十五条　公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項第一号中「、外国人登録証明書」を削り、「住民基本台帳カード」の下に「、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書」を加え、同条第二項中「、外国人登録原票の写しその他の」を「その他のその者が当該複写したものに記載された本人であることを示すものとして」に改める。

第二章　経過措置

（改正法附則第十三条第一項の申請とみなされる申請があった場合等の市町村の事務）

第十六条　市町村（東京都の特別区の存する区域及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区。以下同じ。）の長は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）附則第十三条第一項に規定する予定中長期在留者（以下「予定中長期在留者」という。）から同条第五項の規定により同条第一項の規定による申請とみなされる申請があったときは、当該予定中長期在留者から提出された旅券及び改正法第四条の規定による廃止前の外国人登録法（昭和二十七年法律第百二十五号。以下「旧外国人登録法」という。）第六条第一項若しくは第六条の二第一項若しくは第二項の規定による申請に係る外国人登録証明書交付申請書又は旧外国人登録法第十一条第一項の規定による申請に係る登録事項確認申請書の写しを作成し、当該写し及び当該外国人から提出された写真二葉のうちの一葉を法務大臣に送付するものとする。

2　市町村の長は、前項に規定する申請があった後に、当該申請をした予定中長期在留者から旧外国人登録法第八条第一項又は第二項の規定による申請があったときは、当該申請に係る変更登録申請書の写しを作成し、当該写しを法務大臣に送付するものとする。

3　市町村の長は、第一項に規定する申請があった後に、旧外国人登録法第十条第一項の規定による登録をしたときは、その旨を法務大臣に通知するものとする。

（改正法附則第十六条第一項の申請とみなされる申請があった場合等の市町村の事務）

第十七条　市町村の長は、予定中長期在留者から、改正法の施行の日（以下「改正法施行日」という。）の一月前から改正法施行日の前日までの間に、旧外国人登録法第三条第一項又は第七条第一項の規定による申請があったとき（当該申請に係る外国人登録証明書を交付するときを除く。）は、当該予定中長期在留者から提出された旅券及び旧外国人登録法第三条第一項の規定による申請に係る外国人登録申請書又は旧外国人登録法第七条第一項の規定による申請に係る外国人登録証明書交付申請書の写しを作成し、当該写し及び当該予定中長期在留者から提出された写真二葉のうちの一葉を法務大臣に送付するものとする。

2　市町村の長は、前項に規定する申請があった後に、当該申請をした予定中長期在留者から旧外国人登録法第八条第一項又は第二項の規定による申請があったときは、当該申請に係る変更登録申請書の写しを作成し、当該写しを法務大臣に送付するものとする。

3　市町村の長は、第一項に規定する申請があった後に、旧外国人登録法第十条第一項の規定による登録をしたときは、その旨を法務大臣に通知するものとする。